

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

公 売 公 告 第 6 号
令 和 5 年 10 月 6 日

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

太 田 市 長 清 水 聖 義 印

公 売 財 産 の 種 類	不 動 産
公 売 財 産 の 表 示	別 紙 1 の と お り
公 売 参 加 申 込 期 間	令 和 5 年 10 月 6 日 (金) 午 後 1 時 から 令 和 5 年 10 月 24 日 (火) 午 後 11 時 まで
入 札 期 間	令 和 5 年 10 月 30 日 (月) 午 後 1 時 から 令 和 5 年 11 月 6 日 (月) 午 後 1 時 まで
公 売 の 場 所	紀 尾 井 町 戦 略 研 究 所 株 式 会 社 が 提 供 す る イ ン タ ー ネ ッ ト 公 売 シ ス テ ム 上
公 売 の 方 法	入 札 方 式 (売 却 区 分 ご と に 売 却 す る 。)
売 却 決 定 日 時	令 和 5 年 11 月 27 日 (月) 午 前 10 時
売 却 決 定 場 所	太 田 市 役 所 総 務 部 収 納 課 (紀 尾 井 町 戦 略 研 究 所 株 式 会 社 が 提 供 す る イ ン タ ー ネ ッ ト 公 売 シ ス テ ム 上)
買 受 代 金 の 納 付 期 限	令 和 5 年 11 月 27 日 (月) 午 後 2 時 30 分 まで
見 積 価 額	別 紙 1 の と お り
公 売 保 証 金	別 紙 1 の と お り
配 当 を 受 け る 権 利 の 申 し 出	こ の 公 売 財 産 の 換 価 代 金 に つ い て 配 当 を 受 け る こ と が で き る 質 権 ・ 抵 当 権 ・ 先 取 特 権 ・ 留 置 権 等 の 権 利 を 有 す る 者 は 、 売 却 決 定 を す る 日 の 前 日 まで に 、 債 権 現 在 額 申 立 書 に よ り 、 そ の 内 容 を 太 田 市 役 所 総 務 部 収 納 課 に 申 し 出 て く だ さ い 。
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	次 の い ず れ か に 該 当 す る 方 は 、 公 売 へ 参 加 す る こ と 及 び 財 産 を 買 い 受 け る こ と が で き ま せ ン 。 1 国 税 徴 収 法 第 92 条 又 は 同 法 第 108 条 第 1 項 に 該 当 す る 方 2 太 田 市 が 定 め る イ ン タ ー ネ ッ ト 公 売 ガ イ ド ラ イ ン 及 び KSI 官 公 庁 オ ー ク シ ョ ン に 関 連 す る 規 約 ・ ガ イ ド ラ イ ン の 内 容 を 承 諾 せ ず 、 順 守 で き な い 方 3 公 売 財 産 の 買 受 に つ い て 一 定 の 資 格 、 そ の 他 の 条 件 を 必 要 と す る 場 合 で こ れ ら の 資 格 を 有 し て い な い 方 4 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 に 規 定 す る 暴 力 団 員 等 に 該 当 す る 方 5 太 田 市 暴 力 団 排 除 条 例 第 2 条 に 規 定 す る 「 暴 力 団 」 、 「 暴 力 団 員 」 又 は 「 暴 力 団 員 等 」 に 該 当 す る 方 6 18 歳 未 満 の 方 (た だ し 、 そ の 親 権 者 な ど が 代 理 人 と し て 参 加 す る 場 合 を 除 く 。) 7 日 本 語 を 完 全 に 理 解 で き な い 方 (た だ し 、 そ の 代 理 人 が 日 本 語 を 理 解 で き る 場 合 を 除 く 。) 8 日 本 国 内 に 住 所 、 連 絡 先 が い ず れ も な い 方 (た だ し 、 そ の 代 理 人 が 日 本 国 内 に 住 所 又 は 連 絡 先 が あ る 場 合 を 除 く 。)
そ の 他 の 事 項	1 公 売 財 産 の 買 受 申 込 を し よ う と す る 方 (以 下 「 入 札 者 等 」 と い う 。) は 、 公 売 参 加 申 込 期 間 に 所 定 の 公 売 参 加 申 込 手 続 が 必 要 で す 。 2 公 売 保 証 金 の 納 付 を 要 す る 公 売 財 産 に つ い て の 買 受 申 込 は 、 そ の 納 付 後 で な け れ ば で き ま せ ン 。 3 入 札 に は 、 暴 力 団 等 に 該 当 し な い こ と 等 の 陳 述 書 等 の 提 出 が 必 要 で す 。 入 札 開 始 2 開 庁 日 前 まで に 陳 述 書 等 の 提 出 が な い 場 合 は 、 入 札 等 を す る こ と が で き ま せ ン 。 4 入 札 は 、 一 度 の み 可 能 で す 。 一 度 行 っ た 入 札 は 、 入 札 者 等 の 都 合 に よ る 取 消 し 又 は 変 更 が で き ま せ ン の で ご 注 意 く だ さ い 。 5 入 札 価 格 が 見 積 価 額 以 上 で か つ 最 高 価 額 で 入 札 し た 者 を 最 高 価 申 込 者 に 決 定 し 、 売 却 決 定 を 行 い ます 。 6 最 高 価 申 込 者 の 売 却 決 定 は 、 買 受 申 込 の 金 額 に よ り 行 い ます 。 7 公 売 財 産 の 引 渡 し は 、 引 渡 し の と き の 現 状 有 姿 で 行 い ます 。 8 権 利 移 転 の 時 期 は 、 買 受 人 が 買 受 代 金 を 全 額 納 付 し た と き と し ます 。 た だ し 、 公 売 財 産 を 買 い 受 け る た め に 関 係 機 関 の 承 認 や 許 可 等 が 必 要 な 場 合 は 、 そ れ ら の 要 件 が 満 た さ れ た と き に 買 受 人 へ の 権 利 移 転 の 効 力 が 生 じ ます 。 9 公 売 財 産 の 権 利 が 買 受 人 に 移 転 し た と き 、 危 険 負 担 が 買 受 人 に 移 転 し ます 。 し た が っ て 、 そ の 後 に 発 生 し た 財 産 の 棄 損 、 焼 失 等 に よ る 損 害 は 買 受 人 の 負 担 と な り ます 。 10 権 利 移 転 に 費 用 を 要 す る 場 合 、 そ の 費 用 は 買 受 人 の 負 担 と な り ます 。 11 最 高 価 申 込 者 の 決 定 前 に 公 売 財 産 に 係 る 滞 納 金 額 の 完 納 の 事 実 が 確 認 さ れ た と き 、 そ の 他 必 要 と 認 め る と き は 、 公 売 を 中 止 し ます 。 12 買 受 代 金 の 納 付 前 に 公 売 財 産 に 係 る 滞 納 金 額 の 完 納 の 事 実 が 確 認 さ れ た と き は 、 最 高 価 申 込 者 の 決 定 又 は 売 却 決 定 を 取 り 消 し ます 。 13 買 受 代 金 を 買 受 代 金 納 付 期 限 まで に 納 付 し な い と き は 、 売 却 決 定 を 取 り 消 し 、 公 売 保 証 金 の 納 付 が あ る 場 合 、 公 売 保 証 金 は 没 収 と な り ます 。 14 紀 尾 井 町 戦 略 研 究 所 株 式 会 社 が 提 供 す る イ ン タ ー ネ ッ ト 公 売 シ ス テ ム 等 の 不 具 合 等 に よ り 公 売 を 中 止 す る こ と が あ り ます 。 15 太 田 市 は 、 公 売 財 産 の 種 類 又 は 品 質 に 関 す る 不 適 合 に つ い て の 担 保 責 任 を 負 い ま せ ン 。 16 公 売 公 告 時 に お い て は 、 適 格 請 求 書 (イ ン ボ イ ス) の 交 付 の 可 否 が 不 明 な た め 、 公 売 公 告 後 、 買 受 代 金 納 付 期 限 まで に 交 付 が 可 能 な こ と が 判 明 し 、 買 受 人 か ら 交 付 請 求 が あ っ た 場 合 は 、 適 格 証 明 書 (イ ン ボ イ ス) と し て 課 税 財 産 売 却 証 明 書 を 交 付 し ます 。

売却区分番号	太5-5	見積価額	金6,900,000円
		公売保証金	金690,000円
不動産の表示 (不動産登記簿の表示による)	<p>公売財産1 (土地の表示) 不動産番号:0702000103295 所 在:太田市市場町 地 番:1142番2 地 目:雑種地 地 積:653平方メートル</p> <p>公売財産2 (土地の表示) 不動産番号:0702000103298 所 在:太田市市場町 地 番:1142番5 地 目:雑種地 地 積:413平方メートル</p> <p>公売財産3 (土地の表示) 不動産番号:0702000103305 所 在:太田市市場町 地 番:1142番13 地 目:雑種地 地 積:243平方メートル</p> <p>公売財産4 (土地の表示) 不動産番号:0702000103306 所 在:太田市市場町 地 番:1142番14 地 目:雑種地 地 積:250平方メートル</p>		
不動産の概要	<p>1. 交通、最寄りの駅など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR両毛線「山前」駅から南方へ約1.9km ・北関東自動車道「太田・桐生」ICから北東方へ約2.4km ・太田市立毛里田小学校 約2.1km <p>2. 物件の概況</p> <p>都市計画地域:市街化区域 用途地域:第1種住居地域 建ぺい率:60% 容積率:200% 地勢など:間口約53.4m・奥行約29.2mのほぼ平坦な不整形の中間画地 接道状況:東側街路、認定幅員約3.0m(現況幅員約4.0m)の舗装市道、太田市場道原380号線【建築基準法第42条第1項第1号道路】に接道</p> <p>3. 供給処理施設</p> <p>上水道:なし 下水道:なし 都市ガス:なし</p> <p>4. 現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集・運搬会社の敷地の一部として利用されています。 		
特記事項	<p>1. 公売財産1～4上に、産業廃棄物収集・運搬会社所有の多数の動産等が存在しますが、全て公売対象外になります。</p> <p>2. 公売物件1～4は以下の内容で賃貸されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借人:産業廃棄物収集・運搬会社 ・賃貸借契約期間:令和5年1月～令和15年12月末 ・月額支払賃料:70,000円(非課税) <p>※落札後、上記内容で買受人と賃借人が現契約内容のとおり、新たに賃貸借契約を締結することになります。</p> <p>3. 浸水想定区域(3.0～5.0m)及び家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されています。</p> <p>4. 土壌汚染に関する専門的調査は行っていません。</p> <p>5. 地下埋設物の残存に関する専門的調査は行っていません。</p>		
問合せ先	<p>太田市役所 総務部 収納課 電話 0276-47-1935(直通)</p>		